



2022年5月31日

各 位

SEホールディングス・アンド・  
インキュベーションズ株式会社  
代表取締役社長 速水 浩二  
(スタンダード・コード9478)  
問い合わせ先  
執行役員経営企画部長 松村 真一  
TEL 03-5362-3700

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の第37回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第12条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第12条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第12条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

<p>1. 映像及び活字による情報媒体の企画、制作、販売、運用管理、レンタル、コンサルティング、情報提供、仲介並びに売買に関する業務</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. コンピュータ、コンピュータ関連機器、情報処理システム及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、運用、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務</p> <p>4.~12. (条文省略)</p> <p>13. 各種イベント・セミナー・展示会の企画、製作、開催並びに運営</p> <p>14.~25. (条文省略)</p> <p>26. 各種情報の収集、分析、処理及び提供サービス</p> <p>27.~37. (条文省略)</p> <p>38. 会計、人事、総務、法務、広報、情報処理、情報セキュリティ及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング</p> <p>39.~46. (条文省略)</p>	<p>1. 映像、音声及び活字による情報媒体の企画、制作、販売、運用管理、レンタル、コンサルティング、情報提供、仲介並びに売買に関する業務</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. コンピュータ、コンピュータ関連機器、情報処理システム、<u>ウェブサイト</u>及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、運用、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務</p> <p>4.~12. (現行どおり)</p> <p>13. 各種イベント・セミナー・展示会・<u>学習教室</u>の企画、製作、開催、<u>コンサルティング</u>、<u>運営</u>並びに<u>運営の請負</u></p> <p>14.~25. (現行どおり)</p> <p>26. 各種情報の収集、分析、<u>配信</u>、<u>処理</u>、<u>販売</u>及び提供サービス</p> <p>27.~37. (現行どおり)</p> <p>38. 会計、人事、総務、法務、広報、情報処理、情報セキュリティ、<u>教育</u>及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング</p> <p>39.~46. (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p>

	<p><u>第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)  (条文省略)  (監査役の責任限定契約に関する経過措置)  (条文省略)  (新設)</p>	<p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)  (現行通り)  (監査役の責任限定契約に関する経過措置)  (現行通り)  (電子提供措置等に関する経過措置)  <u>定款第 12 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 12 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月17日（金曜日）（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月17日（金曜日）（予定）

以上